

熱海市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第24号

熱海市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熱海市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熱海市職員の給与に関する条例(昭和26年熱海市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 熱海市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年熱海市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(熱海市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 熱海市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年熱海市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

第6条 熱海市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項後段を削る。

(熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第7条 熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年熱海市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第8条 熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

(熱海市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 熱海市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年熱海市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第10条 熱海市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和3年4月1日から施行する。